

# Kami7 feat. Fairies 会員規約(案)

## [理念]

当会に所属するインフルエンサーの能力を融合すると、ソーシャルネット上で他には類を見ないレベルの圧倒的な影響力を発揮できる。その力をもって広く有益な情報を伝達すること、高品質のサービスを提供することにより、インフルエンサーの社会的地位の向上を狙いつつ、広く社会貢献することを目的とする。

**第1条 (名称)**本団体は Kami7 feat. fairies(カミセブンフィーチャリングフェアリーズ)と称する。

**第2条 (事務所及び所在地)**本団体は事務所及び所在地を次の2箇所に置く。

1)Fairy Happy Space West(兵庫県明石市大久保町谷八木 79-24)

2)Fairy Happy Space(滋賀県大津市大萱一丁目 9-7 ワイエムビル一階 101)

**第3条 (目的)**Facebook を中心に SNS (ソーシャルネットワークワーキングサービス) を活用し、インフルエンサーとして、世の中によりよい情報を意図的に拡散し、会員同士が相互協力し合いながら、心を繋ぎ、精神的・経済的に豊かになることを目指す。

**第4条 (事業内容)**本団体は、株式会社ゴッドソーシャルファクトリー (以下、GSF) のプロデュースのもと、次の事業を GSF より請負うものとする。

1)広告業務

2)コンサルティング業務

3)スクール業務

4)物販業務

5)イベント業務

6)旅行業務

7)その他本団体が目的を達成する為に必要な業務

**第5条 (会員)**本団体の会員は、本団体の基本理念及び目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

**第6条 (会員のメリット)**

1)Facebook グループ「Fairy 会員」を利用できる

2)Fairy 会員にてクーポンの発行ができる

3)Fairy 会員で発行されたクーポンの利用ができる

4)Fairy 会員にクーポン付きのイベントを投稿できる

5)GSF 講座への紹介料 10%を受領できる

**第7条 (クーポン)**クーポンは、必ず Fairy 会員で発行することとし、該当のクーポンを Fairy 会員上で表示させた状態で利用することとする。

**第8条 (会員費用)**

1)年会費 10000 円

2)中途退会返金制度なし

**第9条 (財務管理)**本団体の会計処理及び管理方法は GSF の一任とする。

**第10条 (退会)**会員は任意で退会を申し出ることができる。ただし、納入済の会費は返金しないこととする。

**第11条 (除名)**GSF は、本団体との意思疎通が出来ず本団体の理念目的と相違しているとみなされたものについては退会を命ずることができる。その場合、納入済の会費は返金しないこととする。

**第12条 (規約変更)**当規約は予告なく変更することがある。

**第13条 (その他)**強行法規の改正等により当規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものとする。

**第14条 (施行日)**団体の設立日は平成 28 年 9 月 1 日とする。本規約は平成 28 年 12 月 1 日より発効とする。

株式会社ゴッドソーシャルファクトリー

兵庫県明石市大久保町谷八木 79-24

盛元 日出男